

所得稅の確定申告

☎ 中津川稅務署 ☎ 0573-66-1202

期間 2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く
※受け付けは午後4時まで(混雑する場合は午後4時前に締め切る場合があります)

ところ 中津川商工会議所ホール
※土地・建物の譲渡や株式の譲渡などの申告は、こちらで受け付けます
※期間中、中津川稅務署では申告相談を行いません



所得稅の確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計額が各種所得控除金額の合計額より多い方
- 給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けている方
- 給与を1カ所から受けていて、他の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 医療費控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除などの各種控除を受け、税金の還付を受ける方

マイホームを取得した方の申告相談会

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に、住宅ローンなどでマイホームを新築・購入または増改築などを行い、引き続き居住している方が対象です。
□とき 2月13日(木)・14日(金) 午前9時～11時半、午後1時～4時
□ところ 中津川商工会議所ホール
※控除を受けるための要件や必要添付書類などは、国税庁ウェブサイトのタックスアンサー(よくある税の質問)で確認ください

※消費税・贈与税の確定申告が必要な方は、中津川商工会議所ホールで申告ください

要介護認定を受けている方は障害者控除の対象です

☎ 高齢福祉課 ☎ 26-2111 (内線163)

65歳以上で、介護保険制度に基づき要介護1から5もしくは要支援2の認定を受けている方は、身体障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の障害者控除が受けられます。この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定書が必要な方は、介護保険被保険者証を持参の上、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。本人や同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。身体障害者手帳などを持っている方は、手帳を提示することで障害者控除が受けられます。

利用者識別番号を持参ください

市役所会議棟や地域の会場で申告する場合は、利用者識別番号を使用し、申告データを稅務署へ提出します。昨年番号を取得した方は、番号の写しか申告書の控えを持参ください。また、郵送により番号を申請し、稅務署から通知書が届いた方は持参ください。

スマホとマイナンバーカードでも申告できます

1月31日から、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマートフォンを利用すれば、ICカードリーダーライターが無くても所得稅の確定申告書の作成と送信ができるようになりました。詳しい方法は、国税庁のウェブサイトやe-Taxウェブサイトを確認するか、中津川稅務署個人課税第一部門へ問い合わせください。

税の申告

令和元年分(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の市・県民稅申告と所得稅の確定申告の受け付けを、以下の期間で行います。期間の終盤になると大変混雑しますので、早めに申告を済ませましょう。

市・県民稅申告 ☎ 稅務課 ☎ 26-2111 (内線128)

申告の受け付け(各地域でも受け付けますが、なるべく市役所会議棟で申告ください)

申告会場	期間(土・日・祝日を除く)	時間	対象地区
市役所会議棟	2月17日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後5時	市全域
串原コミセン	2月12日(水)～13日(木)	午前9時～午後4時	串原全域
上矢作コミセン	2月12日(水)～14日(金)		上矢作町全域
中野方コミセン	2月17日(月)		1～5区
	2月18日(火)		6～11区
飯地コミセン	2月19日(水)		飯地町全域
笠置コミセン	2月20日(木)		毛呂窪
	2月21日(金)		姫栗・河合
武並コミセン	2月25日(火)		藤
	2月26日(水)		竹折
三郷コミセン	2月27日(木)		野井
	2月28日(金)		佐々良木・椋実
山岡振興事務所	3月2日(月)～4日(水)		山岡町全域
岩村コミセン	3月5日(木)～9日(月)		岩村町全域
明智振興事務所	3月10日(火)～16日(月)		明智町全域

※コミセン=コミュニティセンターの略

市・県民稅申告が必要な方

令和2年1月1日現在、市内に住所がある方。ただし、次の方は申告の必要はありません。
●令和元年分の所得稅の確定申告をする方
●給与収入のみで年末調整をした方
●公的年金のみを受給している方で、各種控除を受けない方
※令和元年中に収入が無くても、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方は、申告書の提出が必要です

申告に必要な物

①市・県民稅申告書 ②印鑑 ③マイナンバーカードかマイナンバーの通知カード、運転免許証などの本人確認書類 ④令和元年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支内訳書など ⑤保険料控除証明書(社会保険料・個人年金・生命保険料・介護医療保険料・地震保険料など)
※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が必要です

税理士による無料稅務相談

□とき 2月17日(月)～28日(金) 午前9時半～正午、午後1時～4時 ※土・日・祝日を除く
□ところ 中津川商工会議所ホール

医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書の添付が必要です。事前に作成してください。
※医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、医療費控除の明細書は必要ありません
※医療費の領収書は、5年間保存する必要があります